国指定与那国鳥獣保護区 指定計画書

平成 22 年 11 月 1 日 環境省

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

与那国鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県八重山郡与那国町字与那国久部良 4000 番地、4002 番地 1、同字満 田原 3861 番地から 3871 番地、3948 番地 1 から 3948 番地 4、3982 番地 1 か ら 3982 番地 5、3983 番地 1、3983 番地 2、3984 番地 1、3984 番地 2、3984 番地 43、3984 番地 58、同字与那国上里の白地、同字与那国比川 3027 番地 2、 同字与那国宇良部の全区域、同字与那国帆安上原の全区域、同字与那国阿陀 尼花 1639 番地 1、同字与那国割目の白地、同字与那国屋手久の全区域、同 字与那国貢原 2120 番地 1、2126 番地 1、2127 番地 1、2140 番地、同字与那 国野底 2305 番地 1 から 2305 番地 3、2344 番地 9、同字与那国田原西俣 428 番地 1、438 番地 10、438 番地 11、438 番地 16、442 番地 1、442 番地 3 から 442 番地 5、443 番地、445 番地 1 から 445 番地 3、446 番地 1、448 番地 1、 448 番地 2、448 番地 4、448 番地 6、448 番地 10、449 番地 1、449 番地 2、 450 番地 1、454 番地 1、457 番地 1、458 番地 1、459 番地から 462 番地、463 番地 1 から 463 番地 5、464 番地 1、464 番地 2、465 番地から 470 番地、470 番地 1、471 番地、472 番地、474 番地 1 から 474 番地 3、475 番地、476 番 地 1 から 476 番地 4、477 番地から 483 番地、485 番地 2 から 485 番地 5、486 番地 2、486 番地 3、487 番地、488 番地 2、490 番地、491 番地 1 から 491 番 地 8、492 番地から 494 番地、495 番地 1 から 495 番地 2、496 番地 1、497 番地 1、497 番地 2、同字与那国田原 503 番地 4、同与那国島仲 2344 番地 9、 同字与那国内道 4805 番地 2、4806 番地 3、4807 番地 1、4810 番地 1、4811 番地 3、4812 番地 1 から 4812 番地 2、4822 番地 2、4833 番地 2、4833 番地 4、4836 番地 3、4836 番地 5、4837 番地 1、4837 番地 4、4837 番地 5、4837 番地 7、4838 番地 1 から 4838 番地 7、4839 番地 1 から 4839 番地 4、4840 番 地1から4840番地3、4841番地、4842番地、4843番地1から4843番地3、 4844 番地 1、4845 番地 1 から 4845 番地 3、4846 番地 1 から 4846 番地 3、4847 番地から 4853 番地、同字与那国野武原 2532 番地 6、田原川のうち十山橋か ら貢原農道以西の区域、同字与那国樽舞 3631 番地、3632 番地 1、3632 番地 2、3633 番地から 3635 番地、3637 番地、3640 番地から 3648 番地、3649 番 地 1、3649 番地 2、3663 番地から 3671 番地、3675 番地から 3678 番、3680 番地、3690 番地から 3695 番地、3696 番地 1、3696 番 2、3697 番地、3700 番地、3701 番地、3707 番地、3708 番地

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成42年10月31日まで(20年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、琉球列島の最西端である与那国島に位置し、島内東部から南部にかけての海岸部及び島内最高峰である宇良部岳(標高231.2m)を中心とした地域から田原川上流から下流区域にかけての湿地帯地域、久部良岳を中心とした西部地域及び樽舞湿原から構成される。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をリュウキュウガキ、 スダジイ林やビロウ群落が占めている。また沖縄県を北限とするミズガンピ 群落や我が国で唯一ヤワラケガキの生育が確認されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B類のヨナクニカラスバトやキンバトなどの希少な鳥類が生息しているほか、絶滅危惧 I A類であるクロツラヘラサギ、国内希少野生動植物種であり、絶滅危惧 I 類のアカヒゲなどの希少な鳥類の飛来が確認されている。

このように、当該区域は、ヨナクニカラスバトをはじめとする希少鳥獣の 生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に 生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ヨナクニカラスバトなどの保護を図るため 適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3. 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 1039.89 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 744.99 ha 農耕地 115.88 ha 水面 7.37 ha その他 171.64 ha

イ 所有者別内訳

私有地等 154.51 ha 公有水面 7.23 ha

ウ 他の法令(条例を含む)による制限区域

自然環境保全法による地域 391.37 ha 沖縄県自然環境保全地域特別地区 62.49 ha 沖縄県自然環境保全地域普通地区 328.88 ha

自然公園法による地域 — ha

文化財保護法による地域 349.81 ha

県指定久良部岳天然保護区域 130.25 ha 県指定宇良部岳ヨナグニサン生息地 215.25 ha 町指定久部良ミット湿地帯 4.31ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、琉球列島の最西端である与那国島に位置し、沖縄本島から南西へ約510km、隣接する台湾からは約110kmの距離にある。島は東西約12km、南北約4kmで東西に細長く、周囲27.5km、面積28.9kmである。

当該鳥獣保護区は与那国島の東部から南部にかけての海岸部及び与那国島最高峰である宇良部岳(標高231.2m)を中心とした地域から田原川上流から下流区域にかけての湿地帯地域、久部良岳を中心とした西部地域及び樽舞湿原から構成される。

イ 地形地質等

鳥獣保護区の東部から南部にかけての海岸線は急峻な断崖を形成して深海に接している。島の中央部は宇良部岳、久部良岳、与那国岳などの山系が走っている。宇良部岳山頂付近は山地急傾斜が占めており、山頂から北東斜面は丘腹・丘麓緩斜面である。久部良岳も同様に山頂付近が山地急傾斜で占められており、北東及び南東斜面は緩やかな段丘となっている。また、久部良岳の西部に隣接する久部良ミット湿地は、南側の一般斜面、北側の段丘面、東側の谷底低地に囲まれた板干瀬(板干礁)となっている。また、南部に位置している樽舞湿原は、南側の急斜面と北側の谷底低地に挟まれ東西に延びる板干瀬(板干礁)である。

地質については、東海岸は現世サンゴ礁堆積物、宇良部岳・インビ岳・久部良 岳は八重山層群、ティンダハナタ東斜面は八重山層群と琉球層群琉球石灰岩、宇 良部岳北及び東は段丘堆積物、与那国岳山麓は八重山層群と琉球層群琉球石灰岩 と段丘堆積物、久部良ミット湿地は与那嶺層粘板岩、樽舞湿原は段丘堆積物から 成る。

ウ植物相の概要

東海岸から南海岸にかけてアダン一オオハマボウ群落や牧草地、宇良部岳は山頂がガジュマルークロヨナ群集、山麓はリュウキュウガキーナガミボチョウジ群落、インビ岳は山頂から西は牧草地、東はヤワラケガキースダジイ群集、北はリュウキュウガキーナガミボチョウジ群落、久部良岳はビロウ群落、与那国岳山麓はリュウキュウガキーナガミボチョウジ群落、南に常緑果樹園、西にヤワラケガキースダジイ群集、久部良ミット湿地は開水面の縁にヨシクラス、樽舞湿原はヨシクラスが分布している。

エ 動物相の概要

与那国全島でこれまで生息が確認されている哺乳類は、ジャコウネズミ、イエコウモリ、カグラコウモリ、ヤエヤマオオコウモリ、ヨナクニハツカネズミである。その他にドブネズミ、クマネズミが生息している可能性がある。

鳥類は、国内希少野生動植物種であるヨナクニカラスバト、キンバトをはじめ として様々な種の生息が確認されている。近年の調査により生息が確認された 鳥獣は下記(2)のとおりである。

- (2) 生息する鳥獣類 別表のとおり
- (3) 当該区域の農林水産物の被害状況なし
- 5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生 ずべき損失を補償する。
- 6. 施設整備に関する事項
 - (1) 鳥獣保護区用制札 16本
 - (2) 案 内 板 2基

ア 鳥類

<u></u> 且	科	種または亜種	種の指定等	
コウノトリ目	サギ科	アマサギ		
		チュウサギ	NT	С
		コサギ		
		アオサギ		
	トキ科	<u>クロツラヘラサギ</u>	CR	
タカ目	タカ科	ミサゴ	NT	
		ノスリ		
		サシバ	VU	
	ハヤブサ科	<u>ハヤブサ</u>	VU ,国内希少	
		チョウゲンボウ		
ツル目	クイナ科	オオクイナ	EN	
チドリ目	シギ科	タシギ		
ハト目	ハト科	<u>ヨナクニカラスバト</u>	EN,国内希少 ,国天	
		キジバト		С
		<u>キンバト</u>	EN,国内希少 ,国天	
ブッポウソウ	目 カワセミ科	リュウキュウアカショウビン		
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ		
	セキレイ科	ツメナガセキレイ		
		キセキレイ		
	ヒヨドリ科	シロガシラ		C
		ヒヨドリ		
	モズ科	アカモズ		
	ツグミ科	<u>アカヒゲ</u>	VU, 国内希少, 国天	
		ノゴマ		
		ノビタキ		
		クロツグミ		
		アカハラ		
	シロハラ			
		マミチャジナイ		
ウグイス科	ウグイス科	ヤブサメ		
		ウグイス		
		シマセンニュウ		
		ムジセッカ		
	キマユムシクイ			
	メボソムシクイ			
		セッカ		
	メジロ科	メジロ		
	アトリ科	マヒワ		
	ハタオリドリ科	スズメ		С
7目	17科	39種		

イ 哺乳類

		IN	ボ 上 し コ エ 	ほるとウザ
	<u> </u>	<u>料</u>	種または亜種	<u> </u>
合計	0目	0科	O種	
			•	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に 拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天: 国指定天然記念物

特天: 国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成19年環境省)(イ哺乳類)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種特定外来: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

3 〇印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第 1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

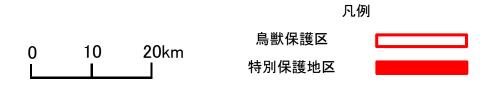
国指定与那国鳥獣保護区(特別保護地区)位置図



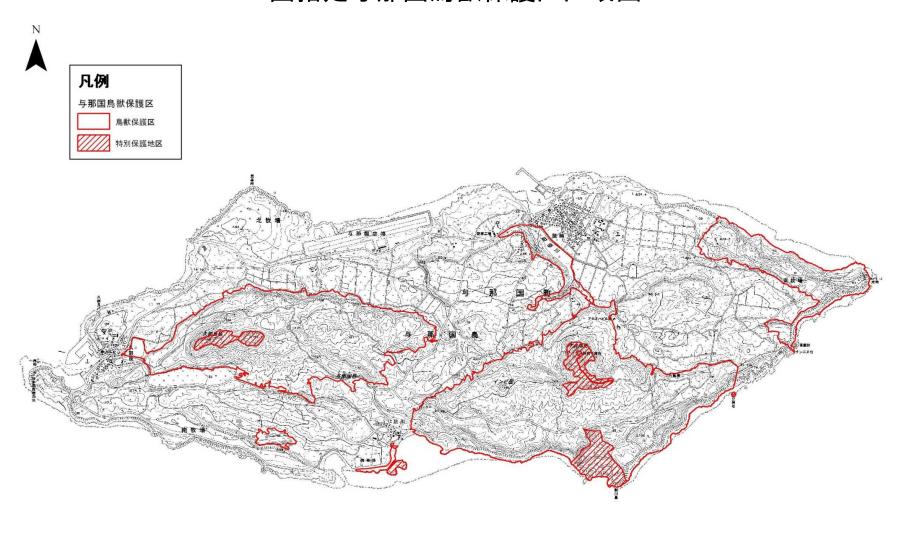


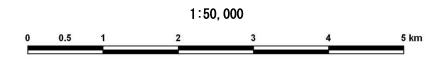


○ 波照間島



国指定与那国鳥獣保護区区域図





国指定与那国鳥獸保護区区域説明図

